

令和6年度山形市獣医学生インターンシップ実習生受入れについて

1 目的

山形市の獣医師職場におけるインターンシップ実習を通して、公務員獣医師への理解を深め、職業選択に役立てていただくとともに、実践的な人材育成を行うことを目的として実施します。

2 実習生対象者

受入れの対象となる者は、大学において獣医学課程を履修している学生の方とします。

3 実習予定期間

原則、令和6年7月1日（月）から令和7年2月21日（金）までの5日間（月曜から金曜まで）とします。

なお、この実習期間にかかわらず、希望の日程で実習の依頼があった場合は、受入れが可能か検討しますが、経費の補助はありません。

4 実習時間

原則、午前9時から午後5時まで（又は、実習受入れ先から指定された時間）とし、正午から午後1時までは休憩時間とします。

5 受入れ人数

先着順で3名とします。

4名以上の応募があった場合は、受け入れが可能か検討しますが、経費の補助はありません。

6 実習内容

実習内容は、本市の業務のうち、危険を伴う業務及び個人情報などの秘密事項を取り扱う業務を除き、次に掲げる2つのコースより、実習生の希望をもとに調整し決定します。

Aコース：山形市の獣医師職場（保健所生活衛生課、動物愛護センター、食肉衛生検査所）において実習を行い、山形市の公務員獣医師の業務全般について体験します。

Bコース：実習生が希望する山形市の獣医師職場のいずれかにおいて実習を行い、より実践的な業務を体験します。

7 経費の補助

交通費と宿泊費において、各々40,000円を上限として助成します。助成には、一定の条件がありますので、詳細については、事前にお問合せ願います。

8 損害賠償責任等

- (1) 実習期間中に実習生の故意又は重大な過失により本市又は第三者に損害が生じたときは、実習生及び当該実習生を推薦した大学がその賠償の責任を負うものとします。
- (2) 実習中に本市の責に帰さない事故又は災害が発生したときは、実習生及び当該実習生を推薦した大学の責任において処理するものとします。

9 申込方法

(1) 申込【令和6年5月7日（火）から随時申込開始】

ア 実習希望者は、推薦書（別紙様式1）、エントリーシート（別紙様式2）、及び誓約書（別紙様式3）を下記の書類提出先に大学を通して郵送で提出願います。

イ 先着順で3名の実習生を決定します。

(2) 受入れ決定後

受入れ決定の通知書を、大学及び本人に通知します。

10 その他

防疫上の観点から、実習開始日の1週間前は、海外旅行は行わないようお願いいたします。

11 書類提出先（問合せ先）

山形市健康医療部食肉衛生検査所

〒990-0892

山形市大字中野字的場827

TEL：023-684-6716

FAX：023-684-6738

e-mail：shokuken@city.yamagata-yamagata.lg.jp